平成２３年（フ）第４０３号
福岡県久留米市荒木町荒木1541番地３　アムールハイツ103号
債務者　梅崎由美子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４０８号
福岡県久留米市上津１丁目29番32―２号
債務者　淵上喜代次
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２７号
福岡県田川郡福智町伊方142番地１
債務者　髙津　勝平
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５５８号
大分市古ケ鶴２丁目５番10号
債務者　井上喜美代
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６７号
大分市大字小池原801番地の１市営１Ａ５―144
債務者　繁野　笑子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２３号
宮崎市阿波岐原町鳥居原2117番地６　市営住宅177棟10号
債務者　川口　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２７号
宮崎市城ケ崎１丁目１番地１　アービス城ケ崎202号
債務者　川崎ひな子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町900番地１
債務者　堀田多加子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８号
宮崎県串間市大字南方2317番地２、前住所宮崎県串間市大字本城11598番地
債務者　中薗　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田1273番地
債務者　竹ノ内浩秋
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
盛岡市上田堤２丁目21番13号
債務者　鈴木　国彦
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２１号
福島県須賀川市小倉字豆屋平26番地２
債務者　瀬谷　幸二
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
福島県郡山市富久山町久保田字上野37番地の２　高橋貸家３号
債務者　石川千代野
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番１―411号
債務者　稲見　　豊
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４６７号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目11番３―304号
債務者　石田　由加
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県洲本市五色町広石中95番地３
債務者　齋藤　清美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１５号
広島県福山市港町１丁目１番２号　東荘５
債務者　石川　隆文
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３２５号
広島県福山市三之丸町８番７―702号、旧住所兵庫県姫路市青山４丁目20番20―501号　青山ＮＫマンション
債務者　酒井　亜弓（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係